

2016年度 視察研修報告書

北海道札幌市「子どもの権利条例」
北海道北斗市「スポーツ合宿誘致」

2016年9月26日～28日

矢板市議会議員 佐貫 薫

■ 1章. 視察研修 概略

1. 視察研修の行程と目的、ご担当者

月日	視察研修先様	目的	ご担当者様
9月26日(火)	—	前泊	—
9月27日(水)	北海道札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例の制定目的、制定後の運用における具体的施策、効果について視察研修。 ・今後の課題、展望についても意見交換をさせていただき、矢板市の子どもたちが安全・安心して住みやすい環境づくりの基盤となる条例制定に向けて、実現性を図る。 	札幌市子どもの権利 救済事務局次長 柏原 理様、 同・調整担当係長 河智 晃様
9月28日(木)	北海道北斗市	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ合宿の誘致施策の施策フレーム、目的、目標指標について視察研修。 ・矢板市としてもスポーツツーリズムの強化から交流人口増を実現することがまちづくり成長戦略の大きな軸の一つ。 ・そのための具体的、かつ超実践的なスキーム、施策事例を吸収させていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議長 池田 達雄様 ・市議会事務局次長 松野 憲哉様 ・経済部観光課課長 小野 義則様

2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(1) 自治体情報



①人口(H28年6月住民基本台帳より)
約195万
(矢板市の約60倍)

②年間予算(H28年度当初予算)
1兆6010億円
(矢板市の約80倍)

各会計予算額

会 計	28年度予算額	27年度予算額 (肉付予算含む)	比較増減	増減率
一 般 会 計	9,366	9,010	355	3.9
特 別 会 計	3,895	3,917	▲22	▲0.6
企 業 会 計	2,750	2,807	▲57	▲2.0
総 計	16,011	15,734	277	1.8

※札幌市「平成28年度予算の概要」から抜粋

一般会計予算規模の推移



2

2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

①札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 (以下、子どもの権利条例)について

i. 施行年月日

平成21年4月1日

ii. 目的

●1. 自立した社会性のある大人への成長

子どもは、子どもの権利を学ぶことで、自分の権利だけではなく、相手にも権利があることを学ぶ。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長していく。

●2. 子どもの視点に立ったまちづくり

行政や学校・施設、地域などあらゆる場面で、子どもが参加する機会を充実させ、子どもに住み良いまちづくりを実践する。子どもは、こうした参加の経験を積み重ねることで、まちづくりの担い手として成長していく。

●3. 権利侵害からの救済

子どもにはいじめや虐待から守られる権利があるということを市民みんなが理解し、権利の侵害が起きない社会を目指す。

また、条例に基づく救済機関の設置や、既存の相談機関との効果的な連携により、権利を侵害され、悩み苦しむ子どもに対して、迅速かつ適切な救済を図る。

3

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

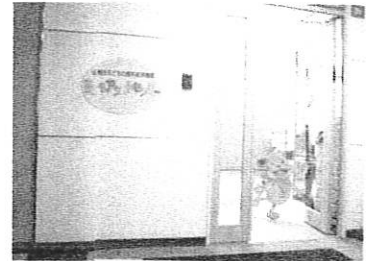
②「子どもの権利条例」の具体的運用について

子どもの権利条例

中心相対業務

札幌市子どもの権利救済機関 (子どもアシストセンター)

- ・友人・親子関係など子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く聴き、いじめなどの「子どもの権利の侵害」から救済を図る。
 - ・子どものことであれば、子どもも、大人も相談できる。
- ・必要に応じて、学校などの関係する他の機関との間に入って調整する。



- ・委員等 救済委員2名(弁護士・臨床心理士:平成27年度)、調査員3名、相談員7名
- ・事務局 4名(事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1)
※事務局長は子ども育成部長兼務

4

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

③札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)の活動について

i. 相談の申し立て

ii. 相談内容

対象	<p>原則、札幌市内在住の18歳未満の子どもにかかわること</p> <p>※18・19歳であっても、高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となる。</p> <p>※市外在住でも、市内の学校や施設などで起きた困りごとであれば、対象となる。</p>
相談方法	<p>電話、mail、Web、面談</p>
受付時間	<p>・月曜日～金曜日:10時～20時</p> <p>・土曜日:10時～15時</p> <p>※日曜日、祝日、年末年始は休み。</p>

- ・子どものことで困っているが、どこに相談していいかわからない。
- ・子どもがいじめや暴力を受けているようで心配だ。
- ・子どもにどう関わったらよいかわからない
- ・子どもの問題を学校や行政機関とどう話し合ったらよいかわからない、など。

5

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

③札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)の活動について

iii. 申し立て後の流れ

1. 申立ての対象となる子ども本人の話をじっくり聴くことから始まる。
2. 子どもの考えや意見を大事にしなが、どのような解決方法がその子どもにとって最も良いかを、子どもとともに考える。
3. <調査> 状況を確認したり問題の原因を把握するため、関係機関などからも話を聞く。
4. <調整> 子どもの気持ちや意向を関係する大人に伝えたり、双方に行き違いなどがあれば相互理解が深まるように橋渡しをする。
5. 問題解決に向けた「調査」や関係者間の「調整」を行った結果、救済委員が必要と判断した場合には、「勧告」「意見表明」「是正要請」等を行うことがある。

6

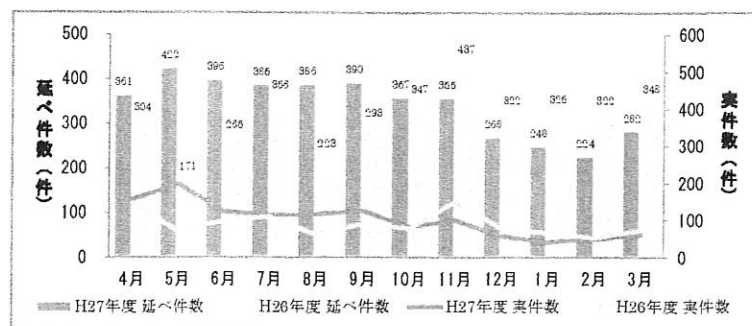
■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

④成果 (1) 相談件数

区 分	案件数	延べ件数
21 年度	1,278 件	3,571 件
22 年度	1,171 件	3,788 件
23 年度	1,191 件	4,186 件
24 年度	1,197 件	3,925 件
25 年度	1,035 件	3,247 件
26 年度	1,046 件	3,713 件
27 年度	1,000 件	4,074 件

1 月別相談受付状況



7

2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

④ 成果

H27度分

相談者と相談方法（延べ相談者数）

区分	子ども本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	655	65	862	47	115	116	1,860
	15.7%	1.6%	20.7%	1.1%	2.8%	2.8%	44.7%
面談	131	32	161	6	28	13	371
	3.1%	0.8%	3.9%	0.1%	0.7%	0.3%	8.9%
Eメール	1,568	10	333	1	0	10	1,922
	37.7%	0.2%	8.0%	0.0%	0.0%	0.2%	46.2%
その他	0	0	4	0	0	5	9
	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
合計	2,354	107	1,360	54	143	144	4,162
	56.6%	2.6%	32.7%	1.3%	3.4%	3.5%	100.0%

※相談者が複数の場合があるため、合計は相談件数に一致しない。

⑤ 課題

- ・札幌市が行なっている類似事業との連携、住み分け。
- ・類似事業があるため、利用者にわかりにくい構造になっている。

8

2章. 視察研修先別 内容のまとめ 1. 北海道札幌市

(2) 視察研修内容のまとめ

⑥ 矢板市に展開できる内容

・札幌市の人口規模で年間1000件（ユニーク数）、同4100件（延べ）ということは、矢板市での同施策実施の推定値として

- ・ユニーク数で、年間16件（ $=1000 \div 60$ ）
- ・延べ数で、年間68件（ $=4100 \div 60$ ）となる。

※矢板市の人口は札幌市の人口の約1/60

・延べ数として年間68件条例を策定せずとも具体的な活動はできるが、札幌市のような条例を策定して、現状、児童委員さん、民生委員さんなどの活動へのサポート強化、及びさらなるサポート体制の強化を図ることも検討していきたい。

・ただし、条例策定のみで「絵に描いた餅」とならないよう、業務、ミッションと責任を明確にするための経営資源「人・物・お金」の配備が必要である。

9

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 2. 北海道北斗市

(1) 自治体情報



①人口 (H29年3月住民基本台帳より)
約4万7000人
(矢板市の約1.4倍)

②年間予算 (H28年度当初予算)
346億円
(矢板市の約1.5倍)

各会計予算の内訳

会計名	予算額
一般会計	205億7,464万5千円
国民健康保険事業特別会計	64億743万1千円
後期高齢者医療事業特別会計	5億1,577万2千円
介護保険事業特別会計	41億5,485万8千円
土地区画整理事業特別会計	9,397万3千円
下水道事業特別会計	14億2,075万5千円
渡島公平委員会特別会計	52万円
水道事業会計 (収益予算)	7億6,974万4千円
(資本予算)	7億3,285万2千円
合計	346億7,055万円

10

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 2. 北海道北斗市

(2) 視察研修内容のまとめ

①北斗市スポーツ合宿誘致制度の概要

●合宿の定義

・北斗市外に所在する学校、実業団、クラブ等に所属するスポーツ団体が、北斗市内の宿泊施設(旅館業法に規定するホテル、旅館等)又は北斗市林業協業センターに、5人以上で2泊3日以上連続して宿泊し、合宿すること。

●優遇措置

・北斗市内の公共施設で、運動公園の施設、体育館施設、市民プールの使用料を免除。
・北斗市林業協業センターに宿泊する場合は、宿泊料金を免除し1人1泊540円を徴収。この場合、合宿者に対する補助金はなし。

●助成措置

〈補助金の交付対象〉

・2泊3日以上連続した宿泊を5名以上で行う合宿が対象。

〈合宿の対象種目〉

・陸上競技、野球、柔道、卓球、水泳、サッカー、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ソフトボール、体操、テニス、剣道、ハンドボール、空手、少林寺拳法、弓道、ラグビー、自転車競技

〈補助金の額及び限度額〉

・補助金の額/1泊あたり2000円×大会宿泊を除いた延べ宿泊数。ただし、1団体当たり50万円限度。

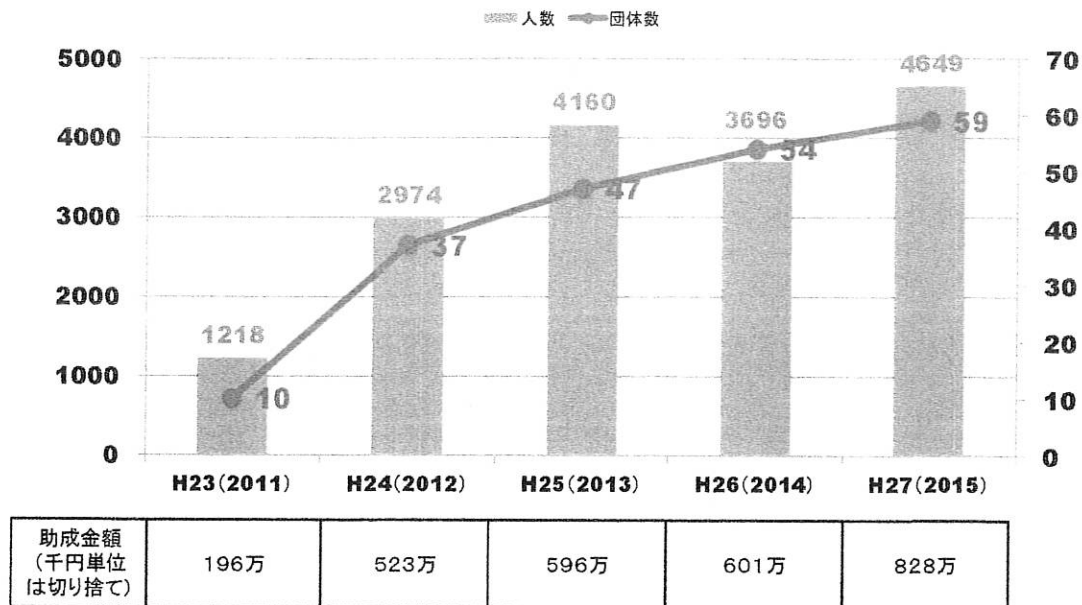
11

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 2. 北海道北斗市

(2) 視察研修内容のまとめ

②数値結果

北斗市スポーツ合宿利用者(宿泊者)推移



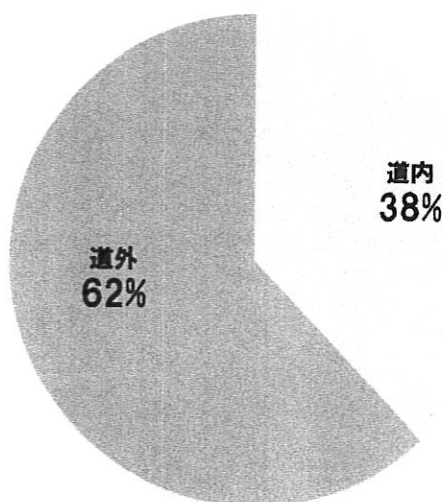
12

■2章. 視察研修先別 内容のまとめ 2. 北海道北斗市

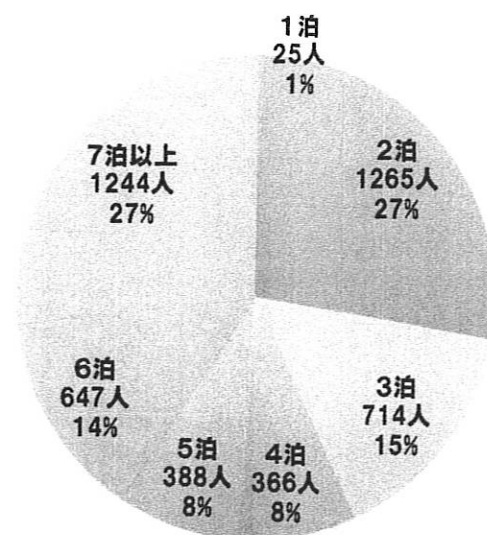
(2) 視察研修内容のまとめ

②数値結果

H27(2015)利用者地域



H27(2015)泊数別×宿泊者数と割合



- ・利用者の地域として道外が6割越え。PRが浸透している。
- ・大学生、高校生の部活合宿がメインなので、宿泊日数も多い。

13

■ 2章. 視察研修先別 内容のまとめ 2. 北海道北斗市

(2) 視察研修内容のまとめ

③ 成果

(1) 経済的効果

- ・費用対効果＝H27年度結果で最低値として約3700万円(一人8000円)の経済効果ありと試算。助成金(H27: 828万)の4倍ものリターンがある。
- ・医療関係(けが対応)、宿泊関係、飲食関係など裾野は広い。
- ・宿泊する子供たちは補助ありだが、保護者は実費。
小学生の場合、保護者は泊まる。

(2) 交流効果

- ・トップアスリート、監督など指導者との交流効果。
- ・市内の子供達のレベルアップ、指導者のレベルアップにつながる。
- ・トップレベルを学ぼうと思ったら、宿泊込みで最低でも札幌に行くしかない。
それが地元でできる。

④ 課題

- ・裾野が広い分、間接的な効果部分の算出がしにくい。
- ・課題というよりも、展望として、北海道新幹線の動線の活用方法。
- ・新たな市場への拡大。

14

■ 2章. 視察研修先別 内容のまとめ 2. 北海道北斗市

(2) 視察研修内容のまとめ

⑤ 矢板市に展開できる内容

・「(仮称)とちぎフットボールセンター」の活用法として、スポーツ合宿誘致は交流人口増、そして経済効果を生み出すメインストリームになる。

・事業として、単体での費用対効果も高く、宿泊、医療、飲食など多様で広い業態への波及効果も高いことが認められる。

・さらに、トップレベルのアスリート、チーム、指導者などとのネットワークが構築され、そのネットワークを強化するよう事業を成長させていくことで、全国との、さらに、近隣市町とのスポーツ交流ネットワークが矢板を拠点にして拡大できる。結果、矢板だけではなく、栃木県内のスポーツレベルを上げる基盤となる。

15

視察研修・研修会等報告書

議席番号（ 6 ） 議員名（ 佐貫 薫 ）

1 年 月 日 2017年1月23日～1月24日 （日数 1泊 2日）

2 場 所 東京都千代田区大手町

3 視察、研修事項 日経グローバルセミナー「人口減が地方を強くする」

4 面 接 者 日本総合研究所調査部 上席主席研究員 藤波 匠 氏

5 視察研修、研修会の成果

【研修の要点】

人口減・人口密度の低下を前提とした所得を伸ばす仕掛けから仕組みを創る。

【研修内容】

(1) 人口動態から見た現状と課題を正確に捉える。

三大都市圏の人口動態を見ると、1970年以降、大阪圏や名古屋圏ではゼロまたは転出超過、東京圏だけは転入超過を維持している。しかし、都市レベルでは、福岡市や札幌市などは現在まで転入超過を維持している。福岡市の場合、対東京圏では転出超過だが、中四国以西では中核都市として人を引くつける力を持ち続けている。人の流れは「都市の活力ランキング」通り、経済的な活力ある都市に人が集まる。このような人の流れをいきなり逆転させるのは難しい。

また、東京圏への転入超過は18～30歳くらいに集中し、この世代で毎年10万人に上る。この10万人を持って「若い世代が東京に吸い取られている」とみる向きもあるが、地方からの流出は地方出身者の1割強にすぎない。しかも、若者は福岡などの中枢都市や県庁所在地などにも流入している。中山間地域から都市部への若者の移動の一断面にしか過ぎない。

地方の課題は、地元の若者に付加価値が高く、やりがいのある仕事を提供できていないことに他ならない。総務省と国土交通省が連携した2006年の調査で「10年以内に消滅する」とされた集落は423あったが、4年後の再調査で消滅していたのはそのうち35集落に過ぎなかった。しかも、人口消滅地域のすぐ隣で新しい住宅開発が行われるのも珍しくない。1kmメッシュで見ると、新規開発地域は、実は消滅地域の10倍ほどある。さらに、中心市街地で人口密度が低下する一方で、郊外の過疎地域に点在する新たな居住地も生まれる。人口減少にもかかわらず、人の居住エリアは急速に薄く広がっている。これは、道路や物流、高速インターネットの3つのネットワークの整備が進んだことが大きい。

(2) 東京悪玉説からの脱却。

コンパクトシティは人口減少時代に必要な政策であるが、上記のように、現状は逆行しており、それを逆転させるのは容易ではない。無秩序な拡大を抑制させつつ、3つのネットワークを活かし、限界集落を持続可能な暮らしの場へと変えていくことが必要である。同時に

家族や集落がになってきた無償のサービスを外に出すことによって、新たな雇用を創出しなくてはならない。事例として、下記を挙げる。

①NPO 法人「かさおか島作り海社」（岡山県笠岡諸島）

有人7島の人口は2000人、高齢化率7割に迫る。法人はデイサービス、コミュニティバス運行、買い物支援、特産品開発・販売、保育園運営、地域のプロモーション、安否確認、見守りなど行政と連携しながら一手に引き受けている。

②「集落活動センター」（高知県）

高知県庁も地域の課題解決を一手に引き受ける何でも屋、の設置に積極的。

これらの取り組みから学ぶ基本的発想は、同一の製品を数多く作ってコストを圧縮する「規模の経済」とは逆の発想の「範囲の経済」である。保有する設備や人材の多目的・異分野利用を進めて事業全体でコストの圧縮を図る。それぞれのサービス単体では需要に限りがあるが、複合的に提供することで効率性を高め、ビジネスとして成立させようとしている。

(3) 地方だからこそその民間とのコラボレーション

コミュニティサービスへの民間参入も必至。事例を下記に挙げる。

①ヤマト運輸

多摩ニュータウンで暮らしサポートサービスを実験中。地域住民が集まるコミュニティ拠点を設置し、買い物代行、家事サポートや見守りなども実施。スタッフには地域住民を積極的に雇用し、地域住民の活躍の場にもしていく。

②スーパーモールラッキー（秋田県横手市）

交通空白地帯の集落に定期無料バスを運行。企業と住民の Win-Win の関係で成立させている。

民間が公共サービスを担うことで、判断のスピード感や技術革新への対応に優れ、雇用調整も容易になる。

(4) まとめ。所得を伸ばす仕掛け。

「付加価値が高く、やりがいのある仕事」を創る人材を育て、そのような仕事を提供することが地方経済の軸となる。

3つのネットワークから、高度人材の地方移住、サテライトオフィス、ICT環境の改善、クラウドファンディング、販売チャネルの多様化など、地方の起業環境も改善し、若者の自由な発想を生かす場面は拡大している。東京悪玉説から脱却し、人口減・人口密度の低下を前提に地域を考え、前述の事例のように「仕事を集約する」ことなどによって、所得を伸ばす仕掛けが必要である。